

福岡県医発第630号(地)

平成19年7月13日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義武
(公 印 省 略)

婚姻の解消又は取消し後300日以内に生まれた子の出生の届出の
取扱いについて

標記の件につきまして、日本医師会より別紙のとおり周知依頼がありました。本件は、婚姻の解消又は取消し後300日以内に生まれた子のうち、医師の作成した証明書を提出することにより、婚姻の解消又は取消し後の懐胎であることを証明することができる事案については、民法第772条の推定が及ばない（婚姻の解消又は取消し時の夫を父としない）ものとして、市町村長が届出を受理することとなったものです。

なお、この取扱いは、平成19年5月21日以後に出生の届出がされたものについて実施されます。

また、医師が作成した「懐胎時期に関する証明書」（別添参照）は、診断書にあたるものです。

つきましては、今後、医療機関において、別添の「懐胎時期に関する証明書」の交付を求められることが見込まれますので、貴会におかれましても本件の趣旨をご了解いただき会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、福岡県産婦人科医会に対しても、周知を依頼しております。

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽・毛利康茂



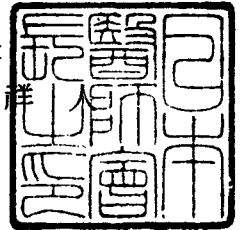
日医発第153号(地Ⅲ33)

平成19年 5月 9日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

唐 澤 祥



婚姻の解消又は取消し後300日以内に生まれた子の出生の届出の
取扱いについて

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

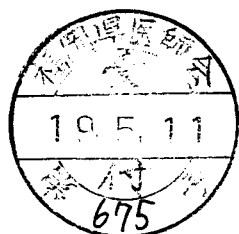
今般、婚姻の解消又は取消し後300日以内に生まれた子の出生の届出の取扱いについて、法務省民事局長より法務局長、地方法務局長宛に通達がなされ、本会に対しても周知、協力方依頼がありました。

本件は、婚姻の解消又は取消し後300日以内に生まれた子のうち、医師の作成した証明書の提出をすることにより、婚姻の解消又は取消し後の懐胎であることを証明することができる事案については、民法第772条の推定が及ばない(婚姻の解消又は取消時の夫を父としない)ものとして、市区町村長が出生の届出を受理することとなったものであります。

なお、この取扱いは、平成19年5月21日以後に出生の届出がされたものについて実施されます。

また、医師が作成した「懐胎時期に関する証明書」(別添参照)は、診断書にあたるものであります。

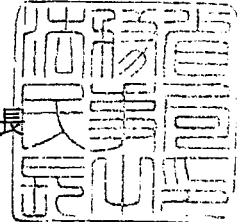
つきましては、今後、医療機関においては、別添の「懐胎時期に関する証明書」の交付を求められることが見込まれますので、貴会におかれましても本件の趣旨をご理解いただき、貴会管下郡市区医師会及び関係医療機関等への周知、協力方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。



平成 1 9 年 5 月 7 日

社 団 法 人 日 本 医 師 会 長 殿

法 務 省 民 事 局 長



婚姻の解消又は取消し後 3 0 0 日以内に生まれた子の出生の届出の取扱いに関する通達の周知について（依頼）

平素、戸籍行政に多大なる御高配を賜り、感謝申し上げます。

さて、婚姻の解消又は取消し後 3 0 0 日以内に生まれた子については、民法第 7 7 2 条によって前婚の婚姻中に懐胎したものと推定されることから、前婚の夫の嫡出子として取り扱っておりますが、今般、婚姻の解消又は取消し後 3 0 0 日以内に生まれた子のうち、医師の作成した証明書の提出をすることにより、婚姻の解消又は取消し後の懐胎であることを証明することができる事案につき、戸籍の窓口において、民法第 7 7 2 条の推定が及ばないものとして、嫡出でない子又は後婚の夫を父とする嫡出子としての出生の届出を受理する取扱いを定める標記の通達を別添のとおり発出しました。

つきましては、標記の通達について、貴会会員に周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

法務省民一第1007号

平成19年5月7日

法 務 局 長 殿

地方法務局長 殿

法 務 省 民 事 局 長

婚姻の解消又は取消し後300日以内に生まれた子の出生の届出の取扱いについて（通達）

婚姻の解消又は取消し後300日以内に生まれた子のうち、医師の作成した証明書の提出をすることにより、婚姻の解消又は取消し後の懐胎であることを証明することができる事案につき、下記のとおり、民法（明治29年法律第89号）第772条の推定が及ばないものとして、出生の届出を受理することとしますので、これを了知の上、貴管下支局長及び管内市区町村長に周知方取り計らい願います。

なお、本通達に反する当職通達又は回答は、本通達によって変更し、又は廃止するので、念のため申し添えます。

記

1 「懐胎時期に関する証明書」が添付された出生の届出について

(1) 届書等の審査

市区町村長は、出生の届書及び医師が作成した「懐胎時期に関する証明書」（様式は、別紙のとおりとする。）によって、子の懐胎時期が婚姻の解消又は取消し後であるかどうかを審査するものとする。

懐胎時期が婚姻の解消又は取消し後であるかどうかは、同証明書記載の「懐胎の時期」の最も早い日が婚姻の解消又は取消し後であるかどうかによって判断する。すなわち、その最も早い日が婚姻の解消又は取消しの日より後の日である場合に限り、婚姻の解消又は取消し後に懐胎したと認めるものとし、その最も早い日が婚姻の解消又は取消しの日以前の日である

場合は、婚姻の解消又は取消し後に懐胎したと認められないものとする。

(2) 届出の受理

市区町村長は、(1)の審査によって婚姻の解消又は取消し後に懐胎したと認める場合には、民法第772条の推定が及ばないものとして、婚姻の解消又は取消し時の夫を父としない出生の届出（嫡出でない子又は後婚の夫を父とする嫡出子としての出生の届出）を受理するものとする。

(3) 戸籍の記載

子の身分事項欄の記載は、以下の例による。

ア 紙戸籍の場合

「平成19年6月25日東京都千代田区で出生同年7月2日母届出
（民法第772条の推定が及ばない）入籍」

イ コンピュータ戸籍の場合

身分事項

出生	【出生日】	平成19年6月25日
	【出生地】	東京都千代田区
	【届出日】	平成19年7月2日
	【届出人】	母
	【特記事項】	民法第772条の推定が及ばない

- 2 「懐胎時期に関する証明書」が添付されない出生の届出について
従前のおり、民法第772条の推定が及ぶものとして取り扱う。

3 取扱いの開始について

- (1) この取扱いは、平成19年5月21日以後に出生の届出がされたものについて実施する。

- (2) 既に婚姻の解消又は取消し時の夫の子として記載されている戸籍の訂正については、従前のおり、裁判所の手続を経る取扱いとする。

4 その他

本取扱いの実施に当たっては、その目的及び方法について、十分に周知するよう配意するものとする。

(別紙)

懐胎時期に関する証明書

子の氏名	
男女の別	1 男 2 女
生まれたとき	平成 年 月 日 午前 時 分 午後
母の氏名	
母の住所(※)	
母の生年月日(※)	昭和・平成 年 月 日

※ 診断をしたが出産に立ち会わなかった医師が、本証明書を交付する場合には、「子の氏名」・「男女の別」・「生まれたとき」の代わりに「母の住所」・「母の生年月日」を記載すること。

上記記載の子について

懐胎の時期(推定排卵日)は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までと推定される。

算出根拠(1. 2. 3. のいずれかに丸印をつけてください)

1. 出生証明書に記された出生日と妊娠週数から逆算した妊娠2週0日に相当する日は平成 年 月 日であり、この期日に前後各14日間ずつを加え算出した(注)。妊娠週日(妊娠週数)は、妊娠8週0日から妊娠11週6日までの間に計測された超音波検査による頭殿長を考慮して決定されている。

(注) 医師の判断により、診断時期、診断回数等からより正確な診断が可能となるときは、前後各14日間より短い日数を加えることになる。

2. 不妊治療に対して行われる生殖補助医療の実施日を基に算出した。

3. その他(具体的にお書きください)

()

平成 年 月 日

医師 (住所)

(氏名) 印

※ この証明書は、婚姻の解消又は取消後300日以内に出生した子の出生届に添付するために医師が作成するものです。